

平成31年度 農地中間管理機構活動方針

神奈川県農地中間管理機構

平成26年6月に策定した「神奈川県農地中間管理事業の推進に関する基本方針」に基づき、担い手への農地の集積・集約化を促進するため、平成31年度の活動方針は以下のとおりとします。

1 機構の事業推進体制及び市町等関係機関との役割分担

(1) 機構の事業推進体制

- 機構の本部職員8名と現地駐在員4名の体制で事業を推進します。

(2) 市町等関係機関との役割分担

- 市町とは、人・農地プランの見直しを進めるに当たり、連携を図りながら農地の出し手・受け手情報の収集・把握に努めるとともにさらなる掘り起こしを進めます。
- 市町及び農業協同組合とは、相談窓口や農地の出し手・受け手との交渉などの業務を委託して一体となって取り組みます。平成31年度は、平成30年度に機構から業務委託を行った秦野市・中井町・大井町・開成町・湯河原町の5市町と相模原市農業協同組合及び神奈川つくい農業協同組合に加えて、他の市町、農協等にも業務委託先を拡大します。なお、市町は、人・農地プランの話し合いの際に農地の出し手・受け手に対して、農地の借受希望者の募集の際には認定農業者等の受け手に対して、機構事業の活用についてアプローチを行います。また、農業協同組合は、農地利用集積円滑化事業のノウハウを活かし、組合員からの農地の貸し借りに関する相談対応の際に組合員に対して、機構事業の活用についてアプローチを行います。
- 神奈川県農業会議は、農地利用最適化推進委員の設置を踏まえ、積極的な事業推進が図られるよう、農業委員会を対象とした会議や研修会を開催し、機構と連携して農業委員会に働きかけを行います。
- 神奈川県土地改良事業団体連合会、各土地改良区、神奈川県農業法人協会は、機構と連携を強化し、農地の出し手・受け手情報の収集・把握に努めるとともにさらなる掘り起こしを進めます。
- 事業の重点実施区域（モデル地区）においては、県、市町、農業委員会等と役割分担を明確にしたうえで、連携を図りながら事業を推進します。なお、各市町・各地域の人・農地の状況の把握からのアプローチにより重点実施区域に指定している区域については、機構、市町、農業委員会、農地利用最適化推進委員、農業協同組合が連携し、人・農地プランの話し合いの場において機構の活用について働きかけを行

います。また、基盤整備からのアプローチにより重点実施区域に指定している区域については、県、機構、市町、農業委員会、農地利用最適化推進委員、土地改良区が連携し、地元の説明会等において機構の活用について働きかけを行います。

(3) 市町等関係機関との連携体制の強化

- 別紙「統一活動方針」に基づき、市町等関係機関と連携した活動を行います。
- 市町・農業委員会・JA等の関係機関の担当者を対象とした地域別のブロック会議を開催し、連携体制の強化を図ります。
- マッチング状況等を適宜情報共有します。

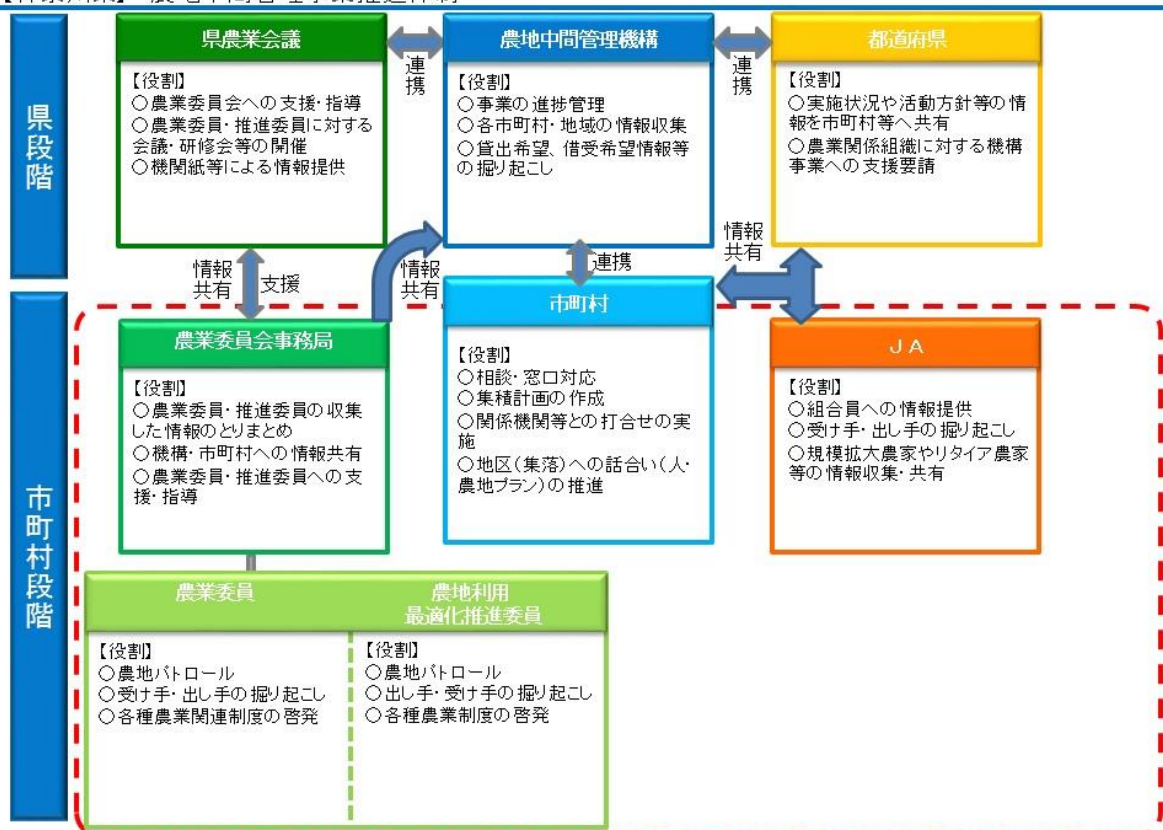
(4) 農地利用最適化推進委員との連携体制の構築

- 別紙「統一活動方針」に基づき、農業委員会ネットワーク機構及び各市町農業委員会と連携し、農地利用最適化推進委員と機構との情報交換の機会を設ける等して関係強化を図ります。

(5) 法改正に向けた対応

- 今年度予定されている「農地中間管理事業の推進に関する法律」の改正に合わせた適切な対応を進めていきます。

<推進体制イメージ>
【神奈川県】農地中間管理事業推進体制



2 各地域における事業の推進方法

農地中間管理事業を所管する神奈川県環境農政局農政部農地課が農政部内の各所属、横浜川崎地区農政事務所及び各地域県政総合センター農政部と連携して、市町・JAなどの取組みを支援し、関係機関が一体となり、事業の円滑な推進を図ります。

各地域における推進活動を担う横浜川崎地区農政事務所及び各地域県政総合センター農政部の役割は以下のとおりです。

- (1) 農地中間管理事業のPR、活用の働きかけ
農業者の集まる会議やイベント等の機会を捉えた事業説明やパンフレットの配布
- (2) 関係情報（農地の出し手・受け手等）の収集・提供等
農地の出し手・受け手等に関する情報収集及び機構への情報提供
- (3) 管内の市町・JAからの相談対応
管内の市町・JAから農地中間管理事業に関する相談があった場合の対応
- (4) 機構集積協力金の交付事務
機構集積協力金の交付事務に係る本庁や管内市町との調整等
- (5) 本庁や機構と管内市町との連絡・調整
本庁や機構が市町に協力要請等を行う場合における管内市町との連絡・調整

3 事業活用の働きかけの強化

- (1) パンフレットの配布
 - 30年度に改訂したパンフレットを、関係機関が開催する座談会などの農家の集まる機会を捉えて効率的に配布し、農地の出し手へのPRを継続的に実施します。
- (2) 各種広報媒体等を活用した事業周知
 - 農地の出し手・受け手に対するさらなるPRのため、日本農業新聞などの新聞広告や記事の掲載、関係機関が発行する広報誌を活用した優良事例の紹介などを行い、事業の周知徹底を図ります。

4 他地域への事業の横展開

- (1) 新たに農地整備事業を検討する地域について、重点実施区域（モデル地区）の指定を促していきます。
- (2) 市町・農業委員会・JA等の関係機関の幹部職員を対象とした農地中間管理事業推進会議を開催し、優良事例を紹介することにより、他地域への事業の横展開を図っていきます。

5 平成31年度の農地の集積目標

- (1) 農地の借受面積 150ha (H30年度実績 29.9ha)
- (2) 農地の貸付面積 150ha (H30年度実績 30.3ha)
- (3) 事業実施市町 29市町 (H30年度まで 22市町)
(※改正法の施行後、33市町村予定)

【参考】農地の集積目標

平成26年6月に「神奈川県農地中間管理事業の推進に関する基本方針」を策定し、概ね10年後（平成35年度）までに、担い手への農地の集積率を19%から28%に引き上げる目標を設定しています。

面積ベースでは、約1,450ha（3,782→5,230ha）の集積を目標としており、単純平均で年間150ha程度の事業の推進が求められています。

	平成24年度	概ね10年後 (平成35年度)
耕地面積①	20,100ha	19,000ha
うち担い手が利用する面積②	3,782ha	5,230ha
②/①	19%	28%

神奈川県における農業委員会と農地中間管理機構の連携に係る活動方針

神 奈 川 県
神奈川県農業委員会ネットワーク機構
神奈川県農地中間管理機構

1. 統一活動方針

① 関係機関の連携内容・役割分担

- ・農業委員会ネットワーク機構（以下、ネットワーク機構）と農地中間管理機構（以下、中間管理機構）は、ワンフロア化している利点を活用し、各市町村農業委員会から提供のある地域における農地情報等を共有し、具体的な活用方策を検討します。
- ・県、ネットワーク機構及び中間管理機構は、各市町村及び農業委員会を対象とした会議や研修会を共同で開催します。
- ・中間管理機構は県と連携し、農業委員及び農地最適化推進委員との関係強化を図り、地域における農地情報について農業委員会事務局を通じて収集します。
- ・県は機構事業の実施状況及び活動方針等の情報を、市町村等へ提供し共有します。
- ・県は J A 神奈川中央会、各総合 J A 及び土地改良事業団体連合会に対して、機構事業への協力を要請し、機構の活動を支援します。

② 関係機関における具体的な活動内容

- ・ネットワーク機構は、農業委員会に対する会議・研修会・機関紙等を通じて、機構事業等を活用した農地利用の最適化に向けた情報提供を行います。
- ・中間管理機構は、事業の重点実施地域を中心に農地の出し手・受け手の掘り起こしを行います。
- ・県は、県内部関係各課との連携を強化し、市町村等への機構事業の周知・活用の推進を図ります。

③ 集積目標

平成29年 3 月に改訂したかながわ農業活性化指針目標を統一活動方針における集積目標とします。

項 目	基 準 値	目 標 値
認定農業者等への農地の集積率	平成27年度 18%	平成38年度 29%

なお、機構事業としては、平成26年 6 月に「神奈川県農地中間管理事業の推進に関する基本方針」を策定し、概ね10年後（平成35年度）までに、担い手への農地の集積率を19%から28%に引き上げる目標を設定しています。